

工事番号 第 工 - 1 - 2 号

旧奈良県総合医療センター除却工事

現場説明書

奈良県立病院機構 法人本部事務局

現場説明書記載項目

第1章	概要	1
第2章	入札注意事項	2
第3章	特記事項	3

第1章 概要

- 1 工事番号 第 工-1-2 号
- 2 工事名 旧奈良県総合医療センター除却工事
- 3 工事場所 奈良市平松1丁目 地内
- 4 工事概要
- 建築物の撤去
 - 1. 病院本館 (SRC造、地下1階地上7階建て、延べ面積23,156㎡)
 - 2. エネルギーセンター (RC造、地上2階建て、延べ面積1,191㎡)
 - 3. 焼却炉 (RC造、地上1階建て、延べ面積174㎡)
 - 4. 救命救急センター (RC造、地上2階建て、延べ面積2,133㎡)
 - 5. 渡り廊下1 (RC+S造、地上1階建て、延べ面積56㎡)
 - 6. 旧看護師宿舎 (RC造、地上4階建て、延べ面積2,633㎡)
 - 7. 職員住宅 (RC造、地上2階建て、延べ面積303㎡)
 - 8. 医師宿舎 (RC造、地上2階建て、延べ面積589㎡)
 - 9. 旧看護専門学校 (RC造、地上5階建て、延べ面積3,395㎡)
 - 10. MR-CT棟 (RC一部S造、地上1階建て、延べ面積226㎡)
 - 11. 渡り廊下2 (RC+S造、地上1階建て、建築面積93㎡)
 - 工作物、外構、植栽の撤去工事
 - 整地及び雨水排水設備、フェンス設置工事
- 5 竣工期日 令和 4年 5月31日 (予定)
- 6 部分竣工の有無 有 ・ 無
- 7 部分使用の有無 有 ・ 無

第2章 入札注意事項

- 1 設計図書等に対する質問の応答（入札手続に関する事項を除きます。なお、入札手続に関する事項は、地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局法人経営課にお問い合わせください。）
 - (1) 質問は別紙A「質問書（E-mailによる質問用紙）」によりインターネットメールで提出してください。
なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。
（質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。）
 - (2) 受付年月日・時間等

日 時	令和2年3月30日(月) 午後1時まで
送付先	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 法人本部事務局長あて
電話番号	0742-81-3400（担当：山本）
E-mailアドレス	honbu@nara-pho.jp
 - (3) 質問回答書の閲覧年月日・場所
質問があった場合は、令和2年4月6日（月）（予定）に地方独立行政法人奈良県立病院機構のホームページに掲載します。
- 2 設計図書等の返還
現場説明用図面データ（ディスクメディア）は、入札書提出締切日までに返還してください。
- 3 建設業退職金共済制度の掛け金
落札者は、契約の締結に際しては中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金機構の奈良県支部に納入し、建設業退職金機構発行の掛金収納書を提出してください。
（機構奈良県支部：奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内 TEL 0742-22-3345）
- 4 現場説明用図面データの利用に当たっては別紙「現場説明用図面データ利用規程」を遵守してください。

第3章 特記事項

1 総論

本工事の建設工事請負契約書、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書を十分に理解し、関連法規・条例等を遵守して、安全に着手・竣工してください。

2 適用範囲

施工条件は、*印および㊦印のついたものを適用します。

3 施工条件

(1) 一般事項

- * 本工事の施工は、監督員の指示した書類を作成し承諾を受けたうえで着手してください。
- * 原則として、工事着手前に本工事の全ての下請け業者について、書類により監督員に届出てください。
- * 本工事は奈良県県土マネジメント部編集[県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携]及び[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]を適用します。
- * 工事関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等は全て受注者が行ってください。手続に必要な費用は受注者の負担とします。また、[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]の書式に従い、工程管理を行ってください。
- * 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（建設省建設経済局）を遵守し、工事を行ってください。
- * 「奈良県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画の後期実施計画」に基づき、時間的コスト・社会的コスト等の低減を図り、総合的なコスト縮減に努めてください。
- * 本工事に示す内容その他に疑義が生じた場合は、入札前においては質疑によるものとし、受注者決定後においては監督員と十分協議のうえ、その指示に従い施工するものとします。また、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、監督員の指示によるものとします。
- * 原則としてすべての建物、工作物、外構（一部擁壁を除く）、地中埋設物の撤去を計画してください。
- * 施工にあたっては、各棟ごとに施工前調査を実施し、事前に想定されるリスクを把握してください。調査後は「施工前調査報告書（様式自由）」を発注者に提出してください。
- * 本工事は、従来型の仕様を規定した発注ではなく、発注者が要求する性能（工事現場説明書、質問回答書、設計図書（特記仕様書、共通仕様書及び適用基準類を含む）、その他本工事の公告に関する一切の書類及び現地確認において確認した内容。以下「要求性能」という。）を示し、受注者が要求性能を達成するために検討及び施工を行うものであり、要求性能を達成するためのプロセスは原則的に受注者に委ねられます。
- * 本工事の公告にあたっては、数量公開は行いません。要求性能を達成するために必要とされるすべての事項について工事費を算出してください。
- * 工事着手後の変更の対応については、予期し得ない事象により要求性能を変更する必要がある場合にのみ実施します。

(2) 施工日・施工時間

- * 原則として、日曜日及び祝日の現場における工事は休みとし、施工時間は9時00分から17時00分までとします。ただし、現場等の状況等により、変更する場合があります。
- * ただし、土曜日については、近隣住民の住環境に配慮した施工計画の提案を求めます。

(3) 環境対策

- * 「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、建設資材のリサイクルに努めてください。

- * 「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品の使用に努めてください。また、「排出ガス対策型建設機械指定要領」「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械の使用に努めてください。
- * 「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第三次）」に基づき、再生資材や建設副産物の有効利用の推進、環境負荷の少ない型枠の利用推進等に努めてください。
- * 「公共事業に関する環境配慮指針（奈良県）」に基づき、環境負荷低減に努めてください。
- * 騒音・振動・排水等は、奈良県環境保全関係条例・その他の規程に従って十分な養生及び防止対策を講じてください。万一、第三者に損害等が生じた場合は、受注者にて処理、解決してください。なお、これらに要する費用は、受注者の負担とします。
- ・ テレビ受信状況の障害調査を行ってください。
 - a. 事前調査 ・受信レベル ・受信画像
 - b. 事後調査 ・受信レベル ・受信画像
 - c. 調査ヶ所 ヶ所
 - d. 調査チャンネル（ ）

(4) 特定建設資材の再資源化

- * 特定建設資材とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリート）をいいます。
- * 本工事において発生する特定建設資材廃棄物については、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、適正に再資源化処理をしてください。
- * 建設リサイクル法 第9条を遵守し、同法施行規則第2条に定める「分別解体等に係る施工方法に関する基準」により適切な施工をしてください。
- * 本工事において発生した特定建設資材廃棄物については、県内の再資源化処理施設において処理してください。（受注者の責めに帰さない理由で、これによることができない場合は監督員と協議のうえ、その指示に従ってください。）
- * その他
 - ①再資源化施設の選定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた処理施設とし、許可内容・有効期限等を確認のうえ事前に監督員の承諾を受けてください。
 - ②自ら搬出する場合は産業廃棄物運搬車の表示板等を掲げ明示してください。また運搬を委託する場合は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者とし、事前に監督員の承諾を受けてください。
 - ③産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し厳正に管理してください。
 - ④特定建設資材搬出の際は運搬車両の過積載防止の徹底を図ってください。特に別紙「ダンプトラック等過積載防止対策要領」に基づき監督員の指示に従ってください。

(5) 安全対策

- * 工事期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えないよう万全の処置を行ってください。万一破損を生じた場合は、原形に復してください。
- * 工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会及び監督員などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。
- ①本工事の交通誘導員は、別紙-3に記載された位置に相当数配置する事を最低限遵守すべき条件とし、これ以外は適切に計画してください。

(6) 工事用道路・車両

- * 工事用車両の工事場所への出入りは大和中央道を経て北西出入口ゲートから出入りするものとし、それ以外の道路を利用したの出入りは禁止します。（別紙-3参照）
- * 工事期間中、道路及び近隣住民の通行を確保する通路には、一切車両を駐車しないようにす

ると共に工事関係車の出入りには必ず交通誘導員を立て交通渋滞や一般県民などへの災害がないよう留意してください。

- * 工事関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し、道路・通路等を汚さないでください。また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。
- * ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。
- * 敷地周辺には通学路がありますので、最大限の安全性を確保できるように配慮してください。
- * 敷地への出入りは、近隣にある小学校等の通学（登校）時間帯を除いた時間としてください。

(7) 仮設

- ・ 指定仮設工事を含みます。
設計図 図番 A-※によります。
- 工事現場の適切な位置に工事内容を示す標示板を設けてください。表示内容は[別紙-4 標示板の参考様式]を参考にし、監督員の承諾を受けてください。

(8) 建設発生土の処理

- 建設発生土の抑制に努めてください。処理については特記仕様書の該当項目によります。

(9) 発生材の処理

- 特記仕様書の該当項目により適正に処理してください。

(10) 建設工事イメージアップ

- 建設工事のイメージアップに努めてください。

(11) 工사용電力・水道等

- 構内既存施設の利用は以下によります。
 - (イ) 既存電気設備の利用 ○ 出来ない ・ 出来る（・有償・無償）
 - (ロ) 既存水道設備の利用 ○ 出来ない ・ 出来る（・有償・無償）
 - * 有償の場合は、監督員立会のうえ参考メーターを取り付けてください。
 - * その他条件（ ）
- ・ 本受電又は開栓後、引き渡しまでの電気料金、水道料金等は下記によります。

	基本料金	使用料金
・ 電気	・ 含む ・ 含まない	・ 含む ・ 含まない
・ 水道	・ 含む ・ 含まない	・ 含む ・ 含まない
・ ()	・ 含む ・ 含まない	・ 含む ・ 含まない

- ・ 本受電後、引き渡しまでの電気主任技術者選任（委託）に係る費用は受注者の負担とします。
- ・ 工事負担金（ ）円を含みます。
（ ）円を含みます。

(12) 他工事等との関連

- ・ 他工事についての工事工程及び納まり等は、事前に監督員及び関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。
- ・ 本工事は出合丁場となるので、工事工程・納まり等は、事前に関係者と協議のうえ工事の円滑な進捗を図るとともに、安全協議会を設立し災害防止に努めてください。
- ・ 本工事は、予定敷地（施設）において施工中及び施工予定の工事があります。
進入路、仮設等関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。

(13) 分離発注工事

- ・本工事と関連する分離発注工事
- ・工事期間中における工事進入路（敷地内外共）の維持・補修・第三者への対応、工事現場内外の安全・衛生管理及び各受注者間の工程調整を行い、相互の工事が円滑に進捗するように安全協議会を設置し災害防止を図ってください。
- ・各受注者間の総合打合せを週1回以上行い、工事内容の連絡・工程調整・施工図面等による確認をして、十分に連絡調整を図ってください。
- ・各受注者は、工程表（週間・月間・全工程）を作成して監督員の承諾を受けてください。なお、工程表作成の際は、事前に各工事受注者間で工程を調整してください。
- ・各受注者は、協力して敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を行ってください。

(14) 適正なコンクリート工事の施工について

- ・監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。
- ・コンクリート工の施工にあたっては、別紙「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項」を遵守してください。
- ・受注者は、コンクリート圧送工事の施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等及び落下防止装置）を撮影し、監督員に提出してください。

(15) ワンデーレスポンス実施について

- ◎この工事はワンデーレスポンス効果検証対象工事です。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にすることです。
- ◎受注者は実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行ってください。
- ◎受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び実施工程表に遅れが生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告してください。
 - ・効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施しますので、協力してください。
- ◎受注者は発注者への質問・協議にあたって、監督員が内容等を速やかに把握できるよう留意して協議を行ってください。

(16) 敷地内のインフラ

- ◎給水については閉栓がされている状態です。
- ◎電気は供給を停止していますが、本館とエネルギーセンターの地下湧水を排出するために低圧電源（エネルギーセンターの電気室）を引き込み、ポンプを稼働させていますので、これらの状況を考慮して施工計画を立案してください。（ポンプは工事にて廃棄を計画すること）
- ◎ガスについてはパージを完了しており、供給を停止しています。
- ◎前面道路は敷地内にある外灯（現在も点灯）で夜間の防犯性能を確保しています。外灯は工事において撤去されるため、仮設の外灯を用意するなど、工事期間中の前面道路の防犯性能を引き続き維持してください。

(17) その他

- ◎敷地内にある擁壁（竣工後も残置）について、着工前に調査を行い、現状の劣化状況を確認し、調査報告書（着工前）を提出してください。また、竣工後にも調査を行い、工事の影響で破損等が発生していないことを確認してください。（別紙-1参照）
- ◎本敷地は令和2年3月31日（予定）に土壤汚染対策工事を完了しています。対策を行った区画の状況について事前に確認をして下さい。（別紙-2参照）
- ◎近隣住民への配慮から粉塵軽減、騒音抑制に努めてください。

- ④敷地北側を流れる水路は、本敷地からの雨水排出ルートにあたりますが、近隣住民が農業用水としても利用しています。建物解体で発生する汚泥は適切に処理するとともに、通常の泥水の排水については、水質に毒性がないことを確認し、泥の排出抑制に努めるなど近隣住民に配慮した計画を立案してください。
- ④本敷地には地下湧水がある事から、施工計画にあたっては適切な排水処置を行ってください。
- ④工事を行うにあたっては近隣説明会を開催し、近隣住民の理解を得て工事を行ってください。（詳細は監督員と調整のうえ決定します。）
- ④近隣住民から苦情等があった場合は、誠実な対応を行うとともに、その都度監督員に報告してください。
 - * 工事目的物及び工事材料等を火災保険、その他保険に付してください。なお、その保険の加入期間は、原則として、工事着工の日から工事完成期日後14日としてください。
 - * 設計変更が生じる場合、当該設計変更に係る積算は、奈良県県土マネジメント部建築工事積算基準を採用するものとします。併せて、請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となったいわゆる請負率を乗じて得た額とします。詳細は、別途監督員の指示によります。
- ④施工計画書の提出において、別紙の「施工計画書現場組織表（様式1，様式2）」を2部ずつ提出してください。
- ④足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい」安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととします。
- ④本敷地に隣接する東側駐車場は、現在は利用が停止されている状態にあり、発注者の許可を得たうえで活用する事が可能です。ただし、防犯上の配慮や近隣住民への配慮が必要となります。（位置は別紙-3による）
- ④本工事においては、別途、地方独立行政法人奈良県立病院機構より監理業務及び技術支援業務が発注されます。工事の実施にあたってはこれらの関係者と十分に意思疎通を図り、円滑に工事が進められるように努めてください。